

埼玉県公安委員会規程第4号

埼玉県公安委員会保有個人情報開示等事務手続規程を次のように定める。

平成18年3月28日

埼玉県公安委員会委員長

埼玉県公安委員会保有個人情報開示等事務手続規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 開示の手続
 - 第1節 開示請求の受付（第3条－第7条）
 - 第2節 開示決定等（第8条－第13条）
 - 第3節 開示の実施（第14条－第17条）
- 第3章 訂正の手続
 - 第1節 訂正請求の受付（第18条・第19条）
 - 第2節 訂正決定等（第20条－第23条）
 - 第3節 訂正の実施（第24条・第25条）
- 第4章 利用停止の手続
 - 第1節 利用停止請求の受付（第26条）
 - 第2節 利用停止決定等（第27条－第30条）
 - 第3節 利用停止の実施（第31条）
- 第5章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護等に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下「条例」という。）並びに埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年埼玉県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づく保有個人情報

の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）の請求に係る事務手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 開示の手続

第1節 開示請求の受付

（受付）

第3条 開示請求の受付は、埼玉県警察本部総務部文書課長（以下「文書課長」という。）が行う。

- 2 文書課長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報の名称又は内容を確認の上、埼玉県警察本部総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に通知するとともに、開示請求書の提出を受けるものとする。この場合において、電子情報処理組織（情報通信の技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による開示請求にあつては、当該開示請求の内容を印字出力したものを提出を受けた開示請求書とみなす。
- 3 文書課長は、開示請求をする者に対して、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第22条第1項各号に掲げる書類の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認しなければならない。ただし、前項後段に規定する方法による開示請求の場合にあつては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第19条第1項の規定による確認をもって代えることができる。
- 4 文書課長は、前項の規定にかかわらず、開示請求書の送付の方法により開示請求をする者に対しては、政令第22条第2項各号に掲げる書類の提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを確認しなければならない。
- 5 文書課長は、法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、政令第22条第3項に規定する戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提示又は提出を求め、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを確認しなければならない。

6 文書課長は、提出された開示請求書の形式上の審査及び宛先の確認を行い、当該開示請求書に収受印を押印するものとする。

7 文書課長は、前5項により開示請求を受け付けたときは、開示等請求受付表（別記様式第1号）に記載した上、開示請求書の写しを2部作成し、1部を開示請求者に交付するとともに、1部を保管し、総務課長に当該開示請求書を送付するものとする。

（送付の場合の受付日）

第4条 開示請求書が送付されてきたときは、当該開示請求書が埼玉県警察本部総務部文書課の窓口到達した日を受付日とする。

（開示請求書の補正）

第5条 文書課長は、開示請求書の補正を求める場合は、次の各号に定める方法により行うものとする。

(1) 開示請求書の受付時に補正を求めることができるときは、その場において開示請求者に記載させる。

(2) 開示請求書の受付時に補正を求めることができないときは、形式が不備である旨を明示して、郵便その他の適当と認める方法により、開示請求者に補正内容を記載した書面を提出させる。ただし、求めようとする補正が簡易なときは、開示請求者と打ち合わせ、当該補正の内容及び打合せの経緯を開示請求書の備考欄に記載するものとする。

（保有個人情報の特定）

第6条 開示請求書の送付を受けた総務課長は、速やかに対象となる保有個人情報を検索し、特定しなければならない。

（開示請求に係る事案の移送）

第7条 文書課長は、事案が他の行政機関等に移送すべきものであるときは、法第85条第1項の規定により当該他の行政機関等と協議の上、保有個人情報の開示請求に係る事案移送書（規則様式第23号）に開示請求書を添付して移送するものとする。

第2節 開示決定等

（第三者に対する意見照会）

第8条 総務課長は、必要があると認めるときは、法第86条第1項の規定により、第三者に対し意見書提出の機会を与えるものとする。

（不開示情報の特定）

第9条 総務課長は、第6条の規定により特定した保有個人情報（以下「対象保有個人情報」という。）の内容が不開示情報（法第81条に規定する保有個人情報の存否に関する情報を含む。以下同じ。）に該当するか否かを確認の上、該当するときは当該不開示情報を特定し、又は対象保有個人情報を保有していないことを確認して、不開示部分等特定・理由書（別記様式第2号）を作成するものとする。

（開示決定等に係る方針の決定及び案の作成）

第10条 総務課長は、対象保有個人情報の写し又は不開示部分等特定・理由書に基づき、開示決定等について文書課長と協議するものとする。

2 総務課長は、前項の協議の結果を踏まえて、開示決定等の案を作成するものとする。

（開示決定等の期間の延長）

第11条 総務課長は、必要と認めるときは、法第83条第2項又は第84条の規定により、開示決定等の期間の延長の手続をとるものとする。

2 総務課長は、開示請求者に対し開示決定等の期間の延長の通知を行ったときは、その写しを文書課長に送付するものとする。

（第三者保護）

第12条 総務課長は、法第86条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第2項及び第3項に規定する第三者保護の手続をとらなければならない。

（開示決定等の通知）

第13条 総務課長は、法第82条の規定により、開示請求者に対し、開示決定等の通知を行うものとする。

2 総務課長は、開示の実施の日時、場所等を通知するに当たり、文書課長と協議の上、調整するものとする。

3 総務課長は、開示決定等の通知を行ったときは、その写しを文書課長に送付するものとする。

第3節 開示の実施

（開示の実施）

第14条 保有個人情報の開示は、総務課長が実施する。

- 2 総務課長は、保有個人情報の開示を受ける者に対して、規則第 10 条第 1 項各号に掲げる書類の提示又は提出を求め、当該開示を受ける本人であることを確認しなければならない。
- 3 総務課長は、前項の規定にかかわらず、写しの送付の方法により保有個人情報の開示を受けようとする者に対しては、あらかじめ、保有個人情報開示決定通知書（規則様式第 4 号）、保有個人情報部分開示決定通知書（規則様式第 5 号）その他公安委員会が適当と認める書類の提出を受けた上で、原則として、本人限定受取郵便（特例型）により開示を行うものとする。
- 4 総務課長は、法第 76 条第 2 項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人の戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として公安委員会が適当と認めるものの提示又は提出を求め、当該開示に係る保有個人情報の本人の代理人であることを確認しなければならない。
- 5 総務課長は、保有個人情報の開示を受ける者から、開示の実施の方法等の申出があったときは、文書課長と調整の上、開示を受ける者に対し、口頭又は文書により開示の実施の方法等を通知するものとする。

（立会い）

第 15 条 総務課長は、保有個人情報を開示するときは、指定する職員を立ち合わせるものとする。

（写しの交付方法）

第 16 条 総務課長は、開示請求者から開示する保有個人情報の写しの交付を求められたときは、文書課長に依頼し、文書課長において当該保有個人情報の写しを 1 部作成し、交付するものとする。

（写しの交付費用の徴収）

第 17 条 文書課長は、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 40 条の規定により、写しの交付に係る費用徴収の事務を行うものとする。

第 3 章 訂正の手続

第 1 節 訂正請求の受付

（訂正請求に関する開示請求における受付等に係る規定の準用）

第 18 条 第 3 条から第 5 条までの規定は、訂正請求の受付等について準用する。この場合において、第 3 条第 5 項中「法第 76 条第 2 項」とあるのは、「法第 90 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(訂正請求に係る事案の移送)

第 19 条 文書課長は、事案が他の行政機関等に移送すべきものであるときは、法第 96 条第 1 項の規定により当該他の行政機関等と協議の上、保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書（規則様式第 19 号）に訂正請求書を添付して移送するものとする。

第 2 節 訂正決定等

(訂正等の審査)

第 20 条 総務課長は、訂正請求に係る保有個人情報について、訂正請求の理由を審査の上、訂正請求調査結果書（別記様式第 3 号）を作成するものとする。

(訂正決定等に係る方針の決定及び案の作成)

第 21 条 総務課長は、訂正請求調査結果書に基づき、訂正決定等について文書課長と協議するものとする。

2 総務課長は、前項の協議の結果を踏まえて、訂正決定等の案を作成するものとする。

(訂正決定等の期間の延長)

第 22 条 総務課長は、必要と認めるときは、法第 94 条第 2 項又は第 95 条の規定により、訂正決定等の期間の延長の手続をとるものとする。

2 総務課長は、訂正請求者に対し訂正決定等の期間の延長の通知を行ったときは、その写しを文書課長に送付するものとする。

(訂正決定等の通知)

第 23 条 総務課長は、法第 93 条の規定により、訂正請求者に対し、訂正決定等の通知を行うものとする。

2 総務課長は、訂正決定等の通知を行ったときは、その写しを文書課長に送付するものとする。

第 3 節 訂正の実施

(訂正の実施)

第 24 条 訂正決定の通知を行った総務課長は、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしなければならない。

(提供先への通知)

第 25 条 総務課長は、前条の規定により訂正をした保有個人情報第三者に提供していた場合であって、提供先において当該保有個人情報を基に行政処分等が行われる等の事情があると認めるときは、法第 97 条の規定により、提供先に対して訂正をした旨を通知するものとする。

第 4 章 利用停止の手続

第 1 節 利用停止請求の受付

(利用停止請求に関する開示請求における受付等に係る規定の準用)

第 26 条 第 3 条から第 5 条までの規定は、利用停止請求の受付等について準用する。この場合において、第 3 条第 5 項中「法第 76 条第 2 項」とあるのは、「法第 98 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 2 節 利用停止決定等

(利用停止等の審査)

第 27 条 総務課長は、利用停止請求に係る保有個人情報について、利用停止請求の理由を審査の上、利用停止請求調査結果書（別記様式第 4 号）を作成するものとする。

(利用停止等に係る方針の決定及び案の作成)

第 28 条 総務課長は、利用停止請求調査結果書に基づき、利用停止決定等について文書課長と協議するものとする。

2 総務課長は、前項の協議の結果を踏まえて、利用停止決定等の案を作成するものとする。

(利用停止決定等の期間の延長)

第 29 条 総務課長は、必要と認めるときは、法第 102 条第 2 項又は第 103 条の規定により、利用停止決定等の期間の延長の手続をとるものとする。

2 総務課長は、利用停止請求者に対し利用停止決定等の期間の延長の通知を行ったときは、その写しを文書課長に送付するものとする。

(利用停止決定等の通知)

第 30 条 総務課長は、法第 101 条の規定により、利用停止請求者に対し、利用停止決定等の通知を行うものとする。

2 総務課長は、利用停止決定等の通知を行ったときは、その写しを文書課長に送付するものとする。

第3節 利用停止の実施

(利用停止の実施)

第31条 利用停止決定の通知を行った総務課長は、公安委員会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。

第5章 雑則

(実施状況の通知)

第32条 文書課長は、開示請求等の条例の施行状況を年度ごとに取りまとめ、埼玉県総務部文書課長に通知するものとする。

2 法第165条第1項の規定による個人情報保護委員会から報告の求めがあったときは、文書課長は、開示請求等に関する法の施行状況を個人情報保護委員会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月25日公安委員会規程第1号）

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日公安委員会規程第6号）

(施行期日)

1 この規程は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の別表の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者をいう。）が所持する廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書（以下単に「外国人登録証明書」という。）は在留カードとみなし、特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律

第 71 号) に定める特別永住者をいう。) が所持する外国人登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

- 3 前項の規定により、外国人登録証明書が在留カードとみなされる期間は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「改正法」という。）附則第 15 条第 2 項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第 28 条第 2 項各号に定める期間とする。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日公安委員会規程第 17 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の別表の規定の適用については、この規程の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第 19 条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第 30 条の 44 第 3 項の規定により交付された同条第 1 項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成 11 年自治省令第 35 号）別記様式第 2 に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第 20 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 12 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第2号（第9条関係）

不開示部分等特定・理由書

開示しない情報	その理由

訂正請求調査結果書

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正請求に係る 保有個人情報の 開示をした日	
訂正請求の趣旨 及び理由	
調 査 結 果	
対 応 方 針 案	
備 考	

利用停止請求調査結果書

利用停止請求に係る 保有個人情報の 名称等	
利用停止請求に係る 保有個人情報の 開示をした日	
利用停止請求の趣旨 及び理由	
調 査 結 果	
対 応 方 針 案	
備 考	